

認可外保育施設利用者に対する保育料補助について

世田谷区では、認可外保育施設に対して保育料の補助を行っております。認可外保育施設のご利用を検討いただく際にご参照ください。保育の必要性の認定の有無、世帯状況や施設種別によって、補助制度が異なります。

1 幼児教育・保育無償化

【 要件 】

(1) 対象児童

保育の必要性の認定を受けている児童

(2) 対象施設・事業

幼児教育・保育無償化の対象施設となっている認可外保育施設

(認証保育所、保育室、ベビーホテル等(※)、居宅訪問型保育事業(いわゆるベビーシッター)(※)、病児保育、一時預かり事業(ほっとステイ事業含む)、ファミリー・サポートセンター事業(子育て援助活動支援事業))

◇企業主導型保育事業は対象となりません。(「2 保育料負担軽減補助」の企業主導型保育事業をご覧ください。)

※令和4年4月より、認可外保育施設(ベビーホテル等)、居宅訪問型保育事業については、認可外保育施設指導監督基準を満たし、その旨の証明書が発行されている施設のみが対象となります。

【 金額 】

月額上限37,000円(食材料費、実費徴収分除く)

※認証保育所及び指導監督基準を満たす認可外保育施設(保育室除く)の場合、20,000円の上乗せ補助金があります。(月額上限57,000円)

2 保育料負担軽減補助

※幼児教育・保育無償化対象の方は、対象になりません。

企業主導型保育事業

第1子のお子様は
対象外

(1) 補助対象世帯(※以下の①～③の全てを満たす世帯)

- ①各月の初日に区内在住であり、第2子、第3子以降のお子様。
- ②無認可保育施設の保育料を滞納していないこと。

(2) 補助対象施設(都外施設も対象)

各都道府県等に、認可外保育施設として設置を届出している施設のうち、**認可外保育施設指導監督基準を満たし、その旨の証明書が発行されている企業主導型保育事業**

【 補助金額 】

施設種別	実際の子順	多子世帯支援 (月単価)
企業主導型 保育事業	第1子	0
	第2子	10,000
	第3子以降	20,000

認証保育所

【 要件 】

- ①各月の初日に区内在住の方
- ②当該年度に、東京都が認証する認証保育所と月96時間以上の月極契約を結び、お子さんを預けていること。（区外施設も対象）
- ③区の定めた保育料等算定区市町村民税所得割課税額を超えていないこと。
- ④月極契約保育料を納入していること。

【 補助金額 】

負担軽減補助金（別表1）と多子世帯支援（別表2）の金額を合算した金額を支給します。ただし、合算した金額の上限は20,000円となります。

（別表1）負担軽減補助金

保育料等算定区市町村民税所得割課税額 （お子さんと生計を同一にしている家族全員分）	階層	補助金額（月額）
生活保護世帯または保育料等算定区市町村民税所得割課税額が202,000円未満の世帯	A 1	20,000円
202,000円以上250,000円未満の世帯	A 2	15,000円
250,000円以上295,000円未満の世帯	B 1	10,000円
295,000円以上340,000円未満の世帯	C	0円
340,000円以上445,000円未満の世帯	D	
445,000円以上570,000円未満の世帯	E	
570,000円以上の世帯	F	

※利用世帯ごとに4月分～8月分は前年度分、9月分～3月分は現年度分の保育料等算定区市町村民税所得割課税額の階層により決定します。

（別表2）多子世帯支援

子順	補助金額（月額）
第2子	10,000円
第3子以降	20,000円

★補助金の申請手続等詳細については、世田谷区ホームページにてお知らせしています。（以下参照）

★世帯の補助金額は通知にてお知らせいたします。お電話等ではお答えできません。

【 区 HP 】子ども・教育・若者支援 > 保育 > 保育施設・事業 > 認可外保育施設の保育料補助について
 問い合わせ先 保育認定・調整課 認可外保育施設担当 TEL：03-5432-2313 FAX：03-5432-3018